



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年4月13日金曜日 第2966号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示..... (税務課) ... 307

保安林の指定施業要件の変更..... (森林整備課) ... 307

加入区の設定(養殖共済)..... (漁政課) ... 308

公共測量の終了の通知..... (道路維持課) ... 308

都市計画の変更(追加)案の縦覧(2件)..... (都市計画課) ... 308

道路の区域変更(県道宮崎波方線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 308

道路の供用開始(")..... (") ... 308

兼用工作物の管理の方法について..... (南予地方局愛南土木事務所) ... 309

道路の供用開始(県道佐田岬三崎線)..... (南予地方局八幡浜土木事務所) ... 309

包括外部監査契約の締結..... (監査事務局) ... 309

公 告

ガスクロマトグラフ質量分析システムの借入れ..... (警察本部会計課) ... 309

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正..... (選挙管理委員会) ... 310

労働委員会告示

あっせん員候補者の公示..... (労働委員会事務局) ... 311

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第384号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年4月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
平成30年度県税オンラインシステム保守業務	愛媛県総務部行財政改革局税務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成30年4月1日	日本電気株式会社松山支店 愛媛県松山市味酒町一丁目3番地	49,464,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第385号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年4月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

新居浜市大永山字須領スズ尾344の1・字須領唐谷345の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字須領櫻成335の1、335の2、字須領土山336、字須領青晒337、字須領山ノ神338、字鶴嘴339の1から339の9まで、字須領343のイ、343のハ、343のニ、343のホ、343のヘ、字須領スズ尾344の2から344の7まで、344の9から344の11まで、344の20から344の22まで、344の24、

344の50から344の54まで、344の56、344の63から344の65まで、344の67から344の76まで、344の94、344の96、344の104、字須領唐谷345の1、345の2、345の4から345の11まで、字須領大山346の1、西条市東之川字松岡平甲139、字川出乙229

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を愛媛県庁、新居浜市役所及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第386号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定により、一定の水域を次のように定める。

平成30年 4月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 1年貝真珠養殖業又は2年貝真珠養殖業

Table with 2 columns: 加入区の名称, 区 域. Rows include 宇和海第184加入区, 宇和海第185加入区, 宇和海第186加入区, 宇和海第187加入区, 宇和海第188加入区.

○愛媛県告示第387号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、今治市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 4月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（数値修正 地図情報レベル2500・10000・25000）

- 2 作業期間 平成29年 7月28日から平成30年 3月22日まで
3 作業地域 今治市全域

○愛媛県告示第388号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 4月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称 今治広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
2 都市計画を定める土地の区域 今治広域都市計画区域 全域

○愛媛県告示第389号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 4月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称 菊間都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
2 都市計画を定める土地の区域 菊間都市計画区域 全域

○愛媛県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 4月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 7 columns: 道路の種類, 路線名, 区 間, 旧・新 別, 敷 地 の 員, 延 長, 備 考. Rows include 宮崎波方線 with specific address ranges and measurements.

○愛媛県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 4月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供 用 開 始 の 区 間, 供用開始の日. Row includes 宮崎波方線 with address 今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙137番 5 and date 平成30年 4月13日.

○愛媛県告示第392号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び南予地方局愛南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年4月13日

愛媛県南予地方局長 佐伯 登志男

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川僧都川水系僧都川	左岸堤防	南宇和郡愛南町城辺甲2300番1地先から南宇和郡愛南町御荘平城4055番1地先公有地の地先まで	道路管理者 愛南町南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色した部分をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、図面に着色した部分についての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成30年4月13日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町三崎4765番1地先から同町三崎4764番2まで	平成30年4月13日
〃	〃	西宇和郡伊方町三崎4596番2	〃

○愛媛県告示第394号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成30年4月13日

愛媛県知事 中村 時広

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
矢野 和弘
今治市近見町二丁目5番3号
- 2 包括外部監査契約の期間の始期
平成30年4月1日
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法
 - (1) 費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
 - (2) 費用の支払方法
執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年4月13日

愛媛県知事 中村 時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ガスクロマトグラフ質量分析システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析システム一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入・据付け・配線・調整等一式を含む。）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成30年9月1日から平成40年8月31日まで
- (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品の修理に係る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110

- (2) 入札書の受領期限
平成30年5月30日(水)午後1時30分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成30年5月30日(水)午後1時30分
愛媛県警察本部2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

公告の日から平成30年5月23日(水)午後5時15分まで。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Gas chromatograph mass spectrometry system
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 30, May, 2018
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第11号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設(平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成30年4月13日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
施設の名称	施設の所在地	定員(人)	施設の名称	施設の所在地	定員(人)
省略			省略		
ウエルビア伊予	省略		ウエルビア伊予	省略	
			伊予市なかやま農業	伊予市中山町中山丑	500

省略			総合センター	314番地 1	
省略			省略		

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成30年 4月13日

愛媛県労働委員会

会 長 村 田 毅 之

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職 又 は 地 位	委員経歴	委嘱年月日
村 田 毅 之	愛媛県労働委員会会長 松山大学法学部教授	35期 39～43期	平成29年 9月 4日
大 熊 伸 定	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	42～43期	〃
小 田 敬 美	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授	42～43期	〃
大 野 圭 介	愛媛県労働委員会委員 弁護士	42～43期	〃
武 智 雅 子	愛媛県労働委員会委員 特定社会保険労務士	43期	〃
砂 田 篤 志	愛媛県労働委員会委員 愛媛県私鉄労働組合連合会副会長	40～43期	〃
若 宮 強	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・自治労愛媛県本部執行委員長	40～43期	〃
筒 井 克 巳	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長・U A センセン愛媛県支部長	41～43期	〃
菊 池 順 子	愛媛県労働委員会委員 元連合愛媛女性委員会副委員長	42～43期	〃
弓 立 浩 二	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛会長	42～43期	〃
黒 田 周 子	愛媛県労働委員会委員 今治コミュニティ放送株式会社代表取締役社長	38～43期	〃
伊勢家 勝 正	愛媛県労働委員会委員 株式会社伊勢屋商店代表取締役社長	40～43期	〃
大 西 宏 昭	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	42～43期	〃
柴 田 智 恵	愛媛県労働委員会委員 有限会社大豊陸送代表取締役社長・愛媛県トラック協会女性協議会会長	43期	〃
松 下 博 彦	愛媛県労働委員会委員 住友金属鉱山株式会社別子事業所総務センター長	43期	〃
上 月 昌 志	愛媛県労働委員会事務局長		平成29年 4月 1日
金 繁 宏 規	愛媛県労働委員会事務局次長		平成30年 4月 1日
白 石 光 弘	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長		平成28年 4月 1日